

京都市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成22年3月17日

京都市長 門川 大作

京都市規則第73号

京都市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

京都市個人情報保護条例施行規則の一部を次のように改正する。

第21条（見出しを含む。）中「個人情報保護審査会諮問通知書」を「情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書」に改める。

第23条から第29条までを削る。

第30条中「第58条」を「第43条」に改め、同条を第23条とする。

第31条中「第59条第1項」を「第44条第1項」に改め、同条を第24条とする。

第32条を第25条とする。

第30号様式注以外の部分中「個人情報保護審査会諮問通知書」を「情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書」に、「京都市個人情報保護審査会」を「京都市情報公開・個人情報保護審査会」に改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(総合企画局情報化推進室)